

文教大学学園前田学術研究奨励金規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、文教大学学園前田学術研究奨励金規程（以下、「規程」という。）第4条に基づき、必要な事項を定める。

(奨励金の給付対象、給付額)

第2条 規程第3条第1項に定める奨励金の給付対象とする各種試験等及び講座ならびに各給付額については、別表のとおりとする。

(奨励金の申請資格)

第3条 奨励金の給付を受けようとする者の申請資格は、次のとおりとする。

- (1) 申請する当該年度または前年度において、別表の各種試験等の基準を満たした者。
- (2) 1回の申請に際し、複数の各種試験等の結果による申請は不可とする。
- (3) 在学期間中の複数回の申請は可とする。ただし、過去に申請し、かつ受給した各種試験等の結果及びそれと同位以下の別試験等の結果による申請は不可とする。
- (4) 上記以外の申請資格は必要に応じて常務会で判断する。

(奨励金の給付申請)

第4条 規程第3条第1項に定める奨励金の給付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。なお、申請期間は当該年度内に1回設定し、申請期間等の手続き方法は別途要項を発表する。

- (1) 前田学術研究奨励金申請書（所定様式）
- (2) 各種資格試験等合格通知書またはその証明書の写し
- (3) その他必要書類

(奨励金の支給)

第5条 給付者を決定したときは、理事長が採用決定通知を交付し、奨励金を支給する。
(資格喪失)

第6条 受給者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失うものとする。

- (1) 退学した場合
- (2) 学業成績、学習態度又は生活態度が、不良と認められる場合
- (3) その他学則に違反し、または奨励金受給者として不適当と認める行為があった場合

(奨励金の返還)

第7条 前条により受給者としての資格を喪失した場合は、奨励金の返還を求めることができるものとする。

2 返還金額は、資格喪失時期にかかわらず、支給金額全額とする。

(改廃)

第8条 この施行細則の改廃は、常務会の議を経て理事長が行う。

附 則

この施行細則は、平成31年4月1日より施行する。

(別表)

対象とする試験

- 実用英語技能検定(以下、「英検」という)
- Test of English as a Foreign Language(以下、「TOEFL iBT」という)
- Test of English for International Communication (TOEIC Listening & ReadingおよびTOEIC Speaking & Writing、以下、「TOEIC L&R/TOEIC S&W」という)

※TOEIC S&Wのスコアを2.5倍にしてTOEIC L&Rのスコアと合算したスコアを利用。

対象とする試験における基準			給付金額		
英検	TOEFL iBT	TOEIC L&R/TOEIC S&W	大学	高校	中学
1 級	95 以上	1845 以上	100,000 円	100,000 円	100,000 円
準1 級	72～94	1560～1840	50,000 円	50,000 円	50,000 円
2 級	42～71	1150～1555	—	10,000 円	10,000 円
準2 級	—	625～1145	—	—	5,000 円